

## 新規採用養護教諭研修

- 1 目的 養護教諭の基礎的及び専門的知識・技能の向上を図り、実践的指導力と使命感を養う。
- 2 主管 総合教育センター研修部 (TEL 028-665-7202)
- 3 校種 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校
- 4 対象 新規採用養護教諭
- 5 時間 9:30～16:00 (受付9:00～9:30)
- 6 研修内容等

区分	期日	研修内容	講師・助言者等/会場
第1日	4/4 (木)	講話 「教職員への期待」 説明 「栃木県教育振興基本計画 2025」 講話 「教職員のサービス」 「児童・生徒指導の在り方」 「人権教育の実践」 説明 「新規採用養護教諭研修について」	県教委教育次長 教育政策課職員 学校安全課職員 義務教育課職員 総合教育センター職員  会場：栃木県教育会館
		講話 「接遇」 「学校保健行政と養護教諭」 「感染症の予防と対応」 「健康診断と学校における疾病管理」 「保健室経営の進め方」 説明 「課題研究について」	民間企業関係者 健康体育課職員 総合教育センター職員  会場：総合教育センター
第3日	5/7 (火)	講話 「危機管理1～学校における安全教育の充実～」 「保健教育の推進について」 「学校環境衛生活動の進め方」 講話・研究協議 「健康観察及び健康相談、保健指導について」	学校安全課職員 健康体育課職員 総合教育センター職員  会場：総合教育センター
		講話 「特別支援教育の理解」 研究協議 「課題研究計画の検討」 講話 「教員のためのメンタルヘルス」 講話・研究協議 「学校保健計画・保健室経営計画の作成」	医療関係者 小・中学校教員 総合教育センター職員  会場：総合教育センター
第5日	小・中 別途 計画 6～12月	《教育事務所研修》 (教育事務所の別途計画)	小・中学校教員 市町教委職員 教育事務所職員  会場：教育事務所の指定する会場
	高・特 6/13 (木)	講話・研究協議 「保健室経営の実際」 講話 「養護教諭に期待すること」 講話・研究協議 「保健体育科教諭と養護教諭の連携」	県立学校教員 総合教育センター職員  会場：総合教育センター

第6日	7/4 (木)	講話 「児童生徒理解とかかわりの基本」 講話・研究協議 「危機管理2～養護教諭の執務に関わる危機管理～」 講話 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導ー歯科ー」	医療関係者 総合教育センター職員  会場：総合教育センター
第7日	8/6 (火)	講話 「防災教育の理解」 研究協議 「危機管理3～学校における危機管理～」 講話・実習 「救急処置」	宇都宮地方気象台職員 日本赤十字社栃木県支部職員 総合教育センター職員  会場：総合教育センター
第8日	8/21 (水)	研究協議 「私の保健室経営」 講話・研究協議 「児童生徒保健委員会活動の指導と工夫」 研究協議 「定期健康診断の実践」	総合教育センター職員  会場：総合教育センター
第9日	9/5 (木)	講話 「教育関係法規」 講話・演習 「児童生徒へのかかわりの実際」 講話 「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について」 説明 「課題研究について」	日本スポーツ振興センター職員 義務教育課職員 総合教育センター職員  会場：総合教育センター
第10日	9～11月	授業参観・研究協議 「保健教育におけるチーム・ティーチングの効果的な進め方」 保健室参観 「保健室経営の実務」 講話・研究協議 「保健組織活動の実際」	小・中学校教員 健康体育課職員  会場：指定する学校
第11日	10/25 (金)	研究協議 「課題研究中間報告の検討」 講話 「児童虐待について」 講話・演習 「情報モラル教育」	小・中学校教員 児童相談所職員 総合教育センター職員  会場：総合教育センター
第12日	11/22 (金)	演習・研究協議 「学校保健計画・保健室経営計画の評価と見直し」 講話 「保健教育の実践」 講話・演習 「ICTの活用」	総合教育センター職員  会場：総合教育センター
第13日	12/5 (木)	講話・研究協議 「いじめ・不登校等の理解と対応」 講話 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導ー整形外科ー」 研究協議 「保健管理の実践～疾病管理が必要な児童生徒の支援～」	医療関係者 総合教育センター職員  会場：総合教育センター
第14日	1/16 (木)	発表・研究協議 「課題研究の成果発表」 説明 「2年目に向けて」	小・中学校教員 総合教育センター職員  会場：総合教育センター

- 付記
- ・持参物 新規採用養護教諭研修の手引（総合教育センターWebサイトよりダウンロード）  
（小・中学校）
  - ・第5日の期日及び会場、内容については、各教育事務所から追って通知されます。  
（小・中学校、高等学校、特別支援学校）
  - ・第10日の期日及び会場については、別途お知らせします。